

## 多国出願を見据えた 特許明細書作成のスキームと効率的な作成法

難易度  
中級

～日米欧中に対応した特許出願戦略と審査対応実務、コスト削減の方策～

2019年10月7日(月) 10:00～17:00

講師 立花 顕治 氏 レクシア特許法律事務所 代表パートナー・弁理士



日本ではOKなのに、外国では絶対に禁止されている明細書の記載が結構あることをご存じですか？  
しかも、その記載は、日本語明細書の作成段階で対応可能なことをご存じですか？

Q. 以下の記載は、当たり前のようになされていますが、問題ないでしょうか？(講義の中で解説します)

1. 請求項に「～を特徴とする\*\*」と記載すること
2. 明細書の「課題を解決するための手段」の項に「請求項\*の～」と記載すること
3. 嵌合、枢着などのいわゆる特許用語を使うこと

◆主要な外国出願国である米国、欧州、中国には、日本の特許庁では問題ないのに、これらの国では拒絶を受ける規定が多々あります。これらの規定の多くは、外国出願を行った後に対応することは非常に難しいものの、日本語明細書を作成する段階で簡単に対応できるものが殆どです。

外国出願は、日本語明細書の作成段階で既にスタートしているといっても過言ではなく、外国出願を成功させるためには、出願国の実務を考慮した上で、日本語明細書を作成することが必須になります。

◆また、外国出願後の手続についても、日本とは異なる様々な制度がありますので、それを知った上で審査手続に対応しなければ、適切な権利が取得できない恐れがあります。

◆本講座では、日米欧中の明細書作成の実務の相違を考慮し、日本

語の段階で対応できる標準化された明細書の作成について解説するとともに、日本とは相違する重要な手続上の留意点を解説します。このような日本と外国の違いを認識することで、外国出願の品質向上とともにコストの低減も可能になると考えます。

### <講義内容>

1. 外国出願で後悔しないための、国内明細書から始まる外国出願のスキーム
2. 英語/中国語に対する翻訳文作成の留意点
3. 外国人に違和感なく受け入れられる外国風クレームの作成
4. 日米欧中に対応する明細書の作成
5. 日米欧中の審査手続の相違
6. 日米欧中の審査対応実務の相違(進歩性、補正など)

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。  
本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として11単位が認められる予定です。

◇本講座は、外国出願での拒絶理由の数が多く、権利化業務に困られている方、外国出願の成功のための基本的なスキームを知りたい方、米欧中の審査手続の留意点を知りたい方、外国出願のコスト低減の方策を模索されている方におすすめの講座です。

◆日時 2019年10月7日(月) 10:00～17:00

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆講師 立花 顕治 氏 レクシア特許法律事務所 代表パートナー・弁理士

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円 (※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。( <http://www.jiii.or.jp> 「知財 ist 研修・スポット講座他」)